

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の鯖江市営住宅募集要領

鯖江市内において、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用先からの解雇等により、住宅を失った方を対象として、一時的に市営住宅を提供します（最長1年間）。

1 対象者

鯖江市内に住民登録がある以下の方です。

- (1)社員寮や雇い主が所有または賃貸していた住宅から退去を余儀なくされる方
- (2)解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方

2 必要書類

- (1)鯖江市営住宅一時使用許可申請書
- (2)誓約書
- (3)住民票全員写し
- (4)解雇または退去しなければならないことが客観的にわかる書類
（例：解雇通知、社員寮等の退去通知、賃貸住宅の契約書等）
- (5)その他必要とする書類

3 対象住宅、戸数および使用料

鳥羽団地 2戸 （使用料：17,900円～22,300円）（B201、B303、D302）

舟津団地 2戸 （使用料：18,500円～19,300円）（C404）

※使用料については、生活困窮者住居確保給付金の対象となる場合があります。

4 使用条件

- (1)住宅の使用期間は、最長1年です。
- (2)敷金・連帯保証人は不要ですが、共益費は必要です。
- (3)住宅使用料は毎月末日までに納付してください。
- (4)市の許可なく使用者（同居者を含む）を変更することはできません。
- (5)ペットの飼育はできません。
- (6)駐車場は1戸あたり1台まで利用できます。
- (7)市の許可なく部屋の模様替えはできません。
- (8)騒音や振動、悪臭など近隣の方に迷惑をかける行為は禁止されております。
- (9)退去の際には、原状回復をしていただきます。

5 受付

随時受付します。

申込みに必要な書類が確認でき次第、提供可能な住戸を提供します。

6 問い合わせ先

鯖江市政策経営部契約管理課 電話 0778-53-2240